

2026 年 4 月 1 日

東京都港区港南二丁目 1 6 番 1 号  
au ペイメント株式会社  
代表取締役社長 菊池 良則

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

2026 年 3 月 31 日にサービスを終了した当社発行の前払式支払手段について、下記の通り未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号  
au ペイメント株式会社

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類  
Mastercard Prepaid 付き WebMoney Card  
・ WebMoneyCard  
・ WebMoneyCard Lite  
WebMoney Card

3. 払戻しお申出期間  
2026 年 4 月 1 日(水)12:00～2026 年 7 月 15 日(水)17:00  
※当該申出期間内に申出がない場合は、当該払戻しの手続きから除斥されますのでご  
注意願います。

○払戻しに関するお問い合わせ先

au ペイメント株式会社 サポートセンター

- ・ メール：[support@au-payment.jp](mailto:support@au-payment.jp)
- ・ 電話：0120-364-033（無料）

受付時間 9:00～20:00（年中無休）